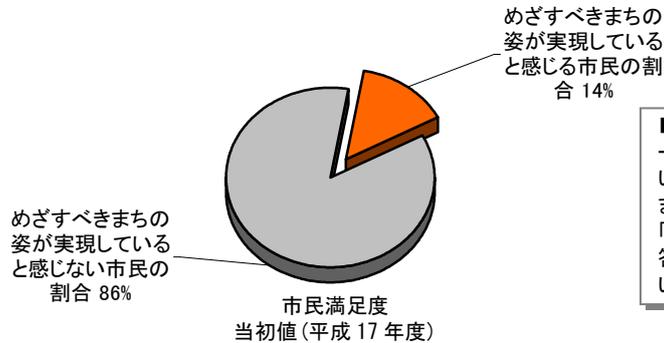


4 道路整備

<めざすべきまちの姿>

歩行者と車が共存できる交通環境のまち



■「鎌倉市は、幹線道路についてはスムーズな交通環境が、また、生活道路については安全な歩行空間が確保されているまちだと思いますか。」との問に対して、「とてもそう思う」もしくは「少しそう思う」と答えた人(めざすべきまちの姿が実現していると感じる市民)が、1割見られます。
(「平成17年度市民意識調査」より)

■ 現状と課題 ■

- 都市の骨格を成す幹線道路のうち、都市計画道路は39路線で整備率は平成16(2004)年度末現在で約33%になりますが、将来の社会動向予測を踏まえた上で、都市計画道路を含む幹線道路の整備に関して、総合的交通体系や環境保全等の観点から見直しを図り、効果的かつ効率的な整備をすることが必要となっています。
- 既成市街地の道路は幅員が狭く、慢性的交通渋滞の発生や歩行者等の安全対策などの課題が多く、交差点改良、歩行空間の整備及びネットワーク化が必要となっています。
- 道路整備にあたっては、バリアフリー化や沿道と一体的な景観形成などの視点が必要となっています。
- 適切な道路管理を行う上で、管理システムの構築と道路台帳の地理情報システム化が必要となっています。



目標

【目標】

都市計画道路については、都市拠点の整備事業や鎌倉市交通マスタープラン等との整合を図るとともに、都市防災も考慮した道路網について検討し、整備にあたっては、優先順位の高い順から環境に留意し、効果的かつ効率的に進めます。

生活道路については、歩行者等の安全確保を重視した交通環境の向上をめざし、道路整備を図ります。

道路整備の実施に際しては、バリアフリー化や都市景観を考慮した整備に努めます。

道路管理の情報管理システムの構築を図ります。

【施策の方針】

1. 都市計画道路の整備
2. 生活道路の整備
3. 道路の管理



施策の方針

1 都市計画道路の整備

都市計画道路については、都市拠点の整備事業や鎌倉市交通マスタープラン*等との整合を図るとともに、都市防災も考慮した道路網について検討し、整備にあたっては、景観・環境保全や市民意向を踏まえて、効果的かつ効率的な整備を進めます。

2 生活道路の整備

(1) 歩行者や自転車、車両が安全に通行できるよう、狭い道路や線形が複雑な道路については、拡幅・改良を進めます。

(2) 交通渋滞の解消や交通の利便性を図る補助幹線的な道路網の整備を進めます。

(3) 道路の安全性・快適性を確保するため、損傷のある道路を復旧・改修を行うとともに、災害時等の応急体制を充実し、道路の維持管理に努めます。

(4) 歩行者の視点から、子どもや高齢者、障害者に配慮した、だれもが安心して歩ける道路づくりに努めます。また「歩く観光」に対応した歩行者等の交通環境の整備を進めます。

(5) 橋りょうについては、周辺環境・景観や安全性に配慮した整備を進めます。

(6) 交通安全対策の観点から歩行者や車両の安全性の確保を図るため、街路照明灯の整備を進めます。

3 道路の管理

(1) 通行の支障となる不法占用物件については、取締りを強化し、適切な道路管理に努めます。

(2) 道路台帳、橋梁台帳等の充実に努めます。

鎌倉市交通マスタープラン：平成 10(1998)年3月策定。平成 22(2010)年を展望して、本市の将来の都市像にあわせた望ましい交通体系の目標像を示すとともに、鉄軌道系やバスなどの公共交通機関の機能強化、駅への連絡や公共交通機関の走行空間としても機能する道路空間の確保、強化すべき幹線道路網、交通需要管理などについて、その整備推進のための基本方針を示すことを目的としたもの。



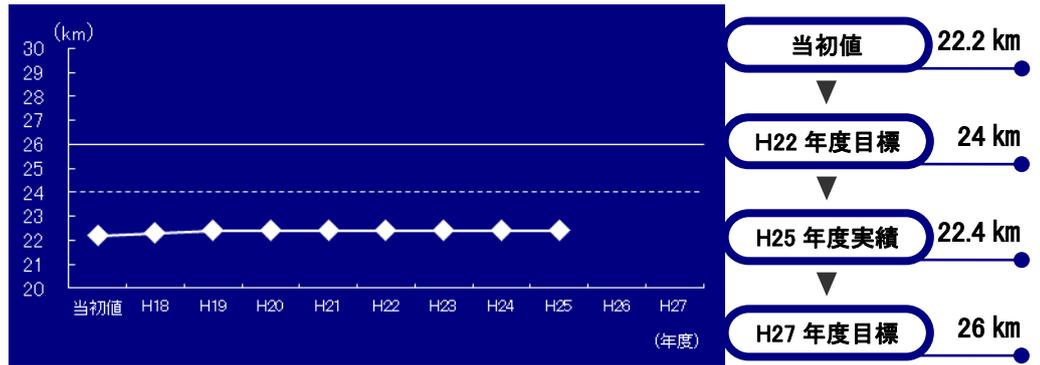
目標指標

【主な所管部・所管課】

- まちづくり景観部
- 交通計画課
- 都市整備部
- 道路課

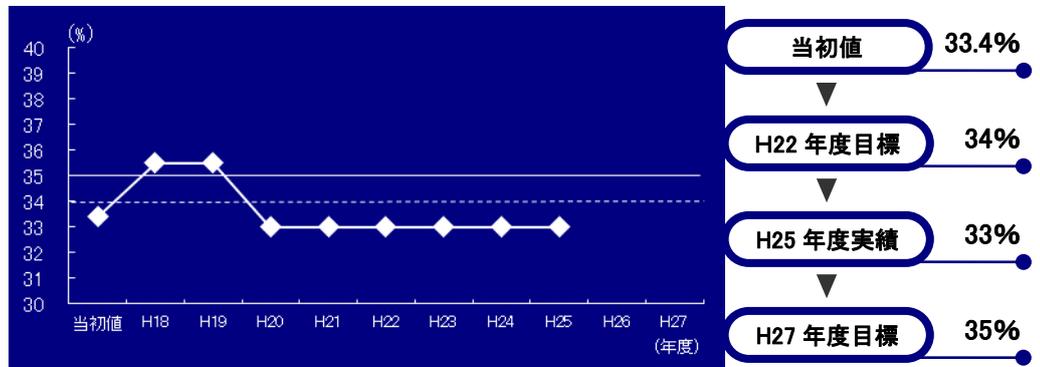
■歩道整備延長距離(+) 【統計指標】

歩道整備総延長距離(歩道幅員2メートル以上)



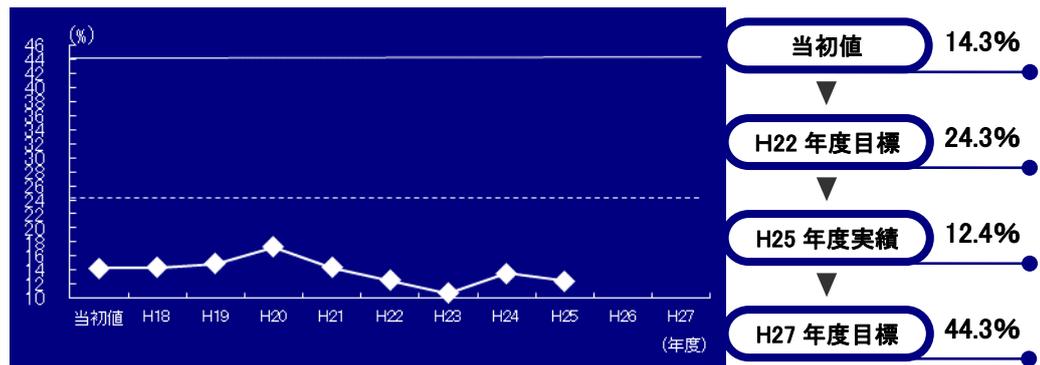
■都市計画道路整備率(+) 【統計指標】

都市計画道路計画延長のうち整備済み区間の割合



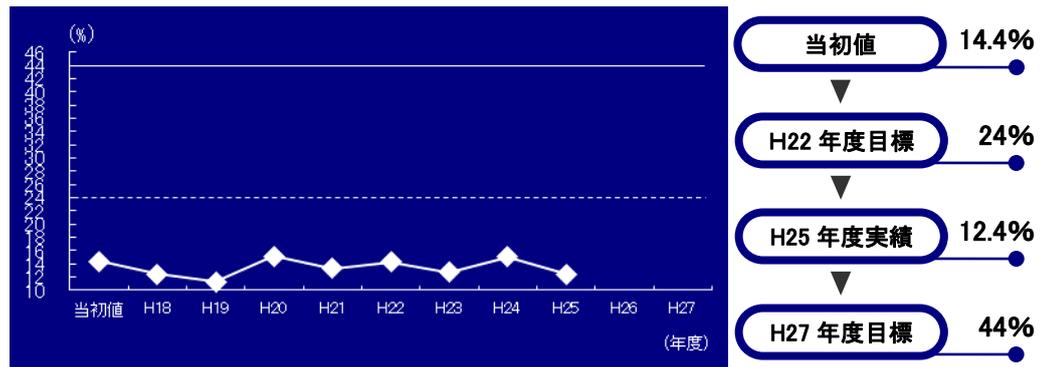
■歩道・道路整備の達成状況(+) 【アンケート指標】

日常利用している歩道や道路の整備が、進んできたと感じる市民の割合



■ 市民満足度(+)【満足度指標】

歩行者と車が共存できる交通環境のまちの実現状況について、市民が実感している割合



■■ 評価と展開 ■■

■ 目標達成に向けた 25 年度の実績と自己評価

【まちづくり景観部】

・「都市計画道路の見直しの基本的考え方」に基づき、見直し対象路線について総合的に判断した結果を「都市計画道路見直し方針(案)」として取りまとめました。その後、パブリックコメントを実施し、都市計画審議会の答申を得て「都市計画道路見直し方針」として確定しました。

また、見直しの結果や事業実施の見込みを勘案した上で、建築制限の緩和を検討し、「運用基準(案)」の作成に取り組みました。

【都市整備部】

・歩行者等の安全確保のため、鎌倉郵便局南側市道(L=156m)の歩行空間及び大船一丁目の交差点前後(L=30m)についてのカラー化を行いました。

・バリアフリー化の整備として、17 箇所の歩道段差等の改善を行いました。(大船二丁目 26 番 先外)

・今泉小学校入口交差点付近から中町バス停付近の歩道未整備区間約 300mについて歩道の詳細設計を実施しました。

・市内の橋りょう 213 橋の内、平成 24 年度に幹線道路に架かる橋りょうと橋長8m以上の橋 60 橋の橋りょう長寿命化修繕計画を策定しました。平成 25 年度は残りの橋りょうの内、89 橋について橋りょう長寿命化修繕計画策定に必要な点検調査を行いました。

・鎌倉市が管理するトンネル及び地下道の 19 箇所について、修繕計画を策定するための点検調査を行いました。

・道路舗装修繕計画に基づき大規模住宅地内などの市道7箇所において、舗装改修工事を行いました。

・自治会からの要望により市内4箇所に計7基の街路照明灯を設置しました。

・ホームページの更新やツイッターを活用し工事などの情報提供の充実を図りました。

■ 8年間(平成 18~25 年度まで)の取組の評価

【まちづくり景観部】

・「都市計画道路の見直しの基本的考え方」に基づき、「見直し対象路線の選定」、「都市計画道路の必要性の検証」、「課題解決策の検討」、「交通量の検証と総合評価」の検証を段階的に行いました。

その結果を「中間報告」その1、その2として取りまとめ、それぞれパブリックコメントを実施した後、市民意見や専門的意見を聴きながら、総合的な判断を行い「都市計画道路見直し方針(案)」として取りまとめました。

その後、更に3回目のパブリックコメントを実施し、都市計画審議会の答申を得て「都市計画道路見直し方針」として確定することができました。

【都市整備部】

・関係課において、都市計画道路の見直し作業を進めています。

舗装整備に対する市民要望は、舗装面の凹凸による騒音・振動の解消など舗装の改修が多くありますが、平成 24 年度に策定した道路舗装修繕計画に基づき計画的に改修します。

また、歩道整備に対する市民要望は、歩道新設、拡幅、波うち歩道の解消、ガードレールの整備などであり、整備が可能な場所から順次整備を進めています。

橋りょうについては、幹線道路に架かる橋りょうと橋長8m以上の橋 60 橋の橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、その他の橋りょうについても、修繕計画策定のための点検調査を実施しました。

トンネルについては、修繕計画を策定するための点検調査を行いました。

ホームページの更新やツイッターを活用し工事などの情報提供の充実を図りました。

■ 25 年度までの未達成事業の課題・問題点など

【まちづくり景観部】

・「都市計画道路見直し方針」の結果に基づく都市計画変更手続の開始に向け、神奈川県と事前相談を実施している中で、交差点部の形状や廃止・変更路線と交差する存続路線の取り扱いなど事前調整に期間を要したため、作業のスケジュール管理が必要と考えています。

【都市整備部】

・道路の整備及び維持修繕に関する市民要望は、舗装の改修、歩道の整備、ガードレールの設置、カラー舗装による歩行空間確保、排水施設の整備・補修など多岐に渡り、要望件数も多いことから、更なる財源の確保が必要です。

歩道の新設や拡幅については、新たな土地の確保が必要であり長期的な取組になります。

■ 第3期基本計画の施策の方針における今後の展開(取組方針)

【まちづくり景観部】

《道路・交通体系の検討》

・「都市計画道路見直し方針」の結果に基づき、廃止・変更する路線について引き続き関係機関との協議を行い、都市計画の変更作業をしていきます。

併せて、建築制限の緩和について「運用基準」を策定し、運用していきます。

また、都市計画として総合的な観点から関連計画へ体系的に位置付ける必要があるため、都市マスタープラン、交通マスタープランの見直しや社会情勢の変化を踏まえ、次回の見直しに向け準備・検討していきます。

【都市整備部】

《道路・橋りょうの整備・維持管理》

・都市計画道路の見直しを行っており、決定後、景観・環境保全や市民の意向を踏まえ、整備方針、整備計画を定めていきます。

生活道路は、道路舗装修繕計画に基づき順次整備を行っていきます。

市が管理する全ての橋りょうについて橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、計画に基づいて合理的、効率的に維持管理を行い安全性を確保します。また、橋りょうの補修工事にあたり、高欄の取替えが必要な場合は、周辺環境・景観に配慮します。

トンネルについては、平成 25 年度に実施したトンネル調査の点検結果に基づき、修繕計画を策定し、計画的な維持修繕を行い安全性を確保します。

歩道の整備については、歩道の段差解消を中心に工事を行います。また、歩道の設置が難しいところについては、カラー化等を行い歩行空間の確保に努めます。

町内会、自治会からの要望に基づき、街路照明灯を設置するとともに、今後は経済性や安定性を視野に入れ、LED 街路照明灯の導入についても検討しつつ、適正な維持管理に努めます。

不法占用物件については、商店会の協力や警察署と連携して取締りを行います。

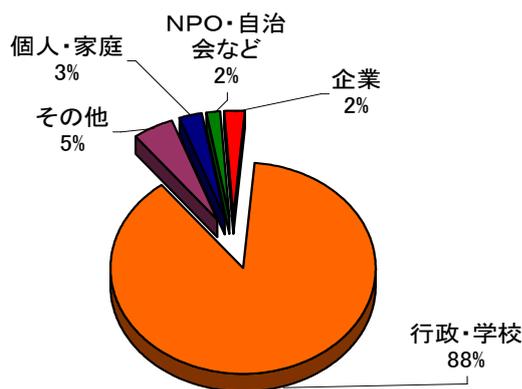
道路台帳及び橋りょう台帳については、利用者の安全確保や社会資本として継続的に適正かつ効率的な維持・保全ができるよう、データの電子化や、より詳細なデータの収集、整理に努めます。

市民等と行政の協働

■市民・事業者・NPO等と行政の協働目標

- 高齢者や身体障害者など、だれもが利用しやすい道づくりに努めます。

参考：市民が期待する各主体の役割の大きさ



(「平成 15 年度市民意識調査」より)

鎌倉市民評価委員会による評価

この分野の8年間の取組は、十分であった。

この分野の8年間の取組の進捗状況・取組のあり方に関する意見

- ・交通と道路は一体的に取り組む必要がある。
- ・大船駅西口駅前歩行者デッキができあがり、歩行者にとっては利便性が増した。歩道拡張や歩道のカラー化など歩行者を守る取組は、これからも期待される施策である。
- ・舗装面の凹凸の改修、歩道新設・拡幅、ガードレールの整備等市民の要望に応え、道路の維持修繕に取り組んでいる。道路整備の現状を市民へ知らせて問題点を示して欲しい。
- ・補修等については予算に応じて順次行われているが、生活において道路が整備されたと感じられる取組が見当たらない。
- ・道路整備は市道と県道が混在するために、市の施策への理解が得られない場合が多かったと思う。これまでの施策を如何に市民に理解してもらうかも8年間の振り返りとして、今後活かしてほしい。
- ・建築制限の緩和を基本的な考えとして、「都市計画道路見直し方針」の確定は現実に沿った総合的判断として評価できる。なお、由比ヶ浜関谷線保留区間の取扱いに強い関心を持つ。

第3期基本計画に向けたこの分野に関する意見

- ・道路の維持管理は従来通り進めていってほしいが、整備の必要性は交通体系とも密接な連携をもって取り組んでほしい。
- ・都市マスタープラン、交通マスタープランの見直しや社会情勢の変化を踏まえ、見直しに向け検討していく必要がある。
- ・大きくは都市計画道路の見直しと他の関連計画との連携が必要になる。道路・橋りょう・トンネルの保全、修繕は着実に進めたい。
- ・世界遺産を再度目指すまちとしては、鎌倉らしさを残しながらも安全で整備が行き届いた道路整備を実現する必要があると思う。古都としての風格を保ちながら、道路整備をどのように進めていくかが問われている。道路を伸長したり、道路全幅を拡げることは容易でないことが実証済みである。既存道路の機能を改良して交通容量や安全性を高めることが望まれる。例えば交差点改良、舗装補修、防護柵設置、カラー舗装等である。
- ・「歴史環境」「地域安全」「市街地整備」等他の様々な分野と密接に関係しているため、それぞれの施策を調整しながら同時に策定・実施していく必要がある。

この分野の指標に関する意見

- ・満足度の目標値平成22年度及び平成27年度が当初値の1.7倍及び3.1倍に大幅増に設定されたが、達成度は停滞したままである。どれも低く横ばいで、市民は鎌倉市の道路整備に決して満足をしていないことが分かる。市道、県道が入り組み、渋滞地点も多い事から、市民満足度を得るのは難しい。地域性や個性に影響されやすいため、指標に満足度を採用するのは適切ではないものと考えられる。むしろ整備率のようなアウトプットで評価する方がよいかもしれない。
- ・満足度を上げるのであれば、舗装面の改修、歩道拡幅、ガードレールの整備等市民の要望に応じて、できるところからやることである。道路整備の現状と取組を分かり易く伝えて満足度アップを図りたい。
- ・地道な整備が理解されていないだけと考えるので市民を巻き込んだ道路整備方針の立案なども必要かもしれない。
- ・限られたコストを効率的に使い、歩行者共存と生活道路の改善が進められることが必要で

ある。

・もともと有効に利用できる土地が少なく、道路の拡幅や歩道の設置が困難であるため、歩道整備の延長等実現可能性が見えない目標を指標とする事が疑問である。もう少し実現可能性が高い実施の目的(目標)を指標として設定すべきである。

この分野に関する総括意見

・舗装の改修、歩道の整備、ガードレールの設置、カラー舗装による歩行空間確保、排水施設の整備・補修など多岐に渡り、要望件数も多い。更なる財源の確保の検討などが必要である。

・都市マスタープランや交通マスタープランの積極的な見直しを望む。また、建築制限の緩和は十分に配慮して推進することが肝要で、ここまで守り続けてきた景観を損ねないような努力を期待する。

・災害時、特に鎌倉地域は閉塞状態になる。緊急輸送路、緊急避難路の早期整備が望まれる。

・交通混雑日(年間 50 日～120 日程度)、道路は車と歩行者のせめぎ合い状態になる。「安全なまちづくり」は歩行者優先からはじめられたい。

・この分野は総合交通と連携し、計画・施策を検討したい。

・市で行える部分は限られており、評価にあたって、どの部分を評価すべきなのか再度検討すべきである。

・市民満足度は相変わらず低いが、市民からの要望や意見については、市が管轄していない県道や国道に関するものや、様々な事情により実際には対応不可能な事が多く含まれている。これらについては、神奈川県土木事務所への働きかけの状況や、なぜ実現できないのか等の理由を明確にし、きちんと市民に説明する事が必要である。

<p>実施計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■都市計画道路の見直し(5-4-1-①) ■都市計画道路大船停車場谷戸前線(芸術館通り)の整備(5-4-1-②) ■あんしん歩行エリアの整備(5-4-2-①) ■電線類の地中化(5-4-2-②) ■道路の改良整備(5-4-2-③) ■交差点の改良(5-4-2-④) ■移動円滑化基本構想に基づく特定経路の整備(5-4-2-⑤) ■生活道路の整備(小袋谷跨線橋)(5-4-2-⑥) ■田園踏切周辺の交通安全対策(5-4-2-⑦) ■岩瀬今泉周辺交通対策(既存道)(5-4-2-⑧) ■歩道の整備(5-4-2-⑨) ■橋りょうの長寿命化計画の策定(5-4-2-⑩) ■街路照明灯の設置(5-4-2-⑪) ■地籍調査の公共施設管理への活用(5-4-3-②)
<p>事務事業評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■道(水)路調査事業(都整-02) ■道路台帳整備事業(都整-03) ■道路施設管理事業(都整-04) ■街路照明灯事業(都整-05) ■道路橋りょう管理運営事業(都整-07) ■交通安全施設整備事業(都整-08) ■道路維持補修事業(都整-10) ■道路新設改良事業(都整-11) ■橋りょう維持補修事業(都整-12) ■道路整備計画等運営事務(都整-15) ■受託設計・工事監理事業(都整-16)
<p>関連リンク</p>	<p>■道路局(国土交通省)</p>